

R5年度 那覇市 企業立地促進奨励助成事業

【背景・目的】

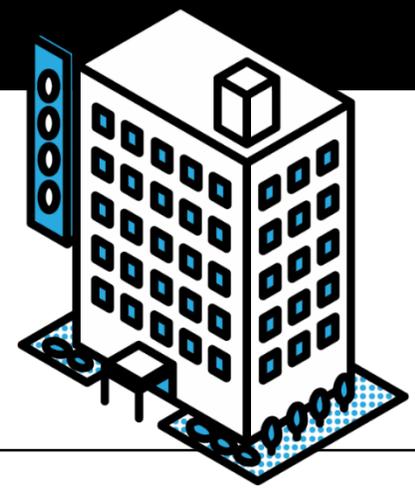
本市における雇用創出・拡大、企業立地の促進、産業の振興に寄与することを目的に、成長性や付加価値の高い新たな産業の誘致、新規創業、高度な産業の集積をはかり、地域経済の活性化、域外収入の向上に向けて、合理的かつ継続性のある事業計画を有し、本市内に新規立地または新規創業により事務所等を設置した事業者に対し賃借型(建設型)助成金を交付する。また、賃借型(建設型)助成を受けた事業者のうち、市民を新たに常時雇用したものに對し、雇用助成金を交付する。

【対象事業】

助成金の対象となる事業は、会社又は個人事業主が実施する、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「法」という。)第3条第6号の情報通信産業に属する事業
- (2) 法第3条第8号の情報通信技術利用事業
- (3) 法第3条第9号の製造業等に属する事業
- (4) 法第3条第10号の産業高度化・事業革新促進事業
- (5) 法第3条第11号の国際物流拠点産業に属する事業
- (6) 前各号に掲げる事業の他、特に本市産業の振興及び発展に著しく資する事業

詳細は那覇市HPへ→



【助成要件】

(1)賃借型助成金 (上限：50万)

新たな賃借により本市内に事務所等を立地し、那覇市民を雇用しているもののうち、賃借から3か月以上が経過しているものに事務所等の月額支払い賃料相当額を助成

(2)建設型助成金 (上限：各200万)

新たな建設または建物購入により本市内に事務所等を立地し、那覇市民を雇用しているもののうち、固定資産税が初めて賦課される年度内にあるものに対し以下の金額を助成

- ・建設により立地の場合 ➡ 事務所等に係る家屋固定資産税額
- ・購入による立地の場合 ➡ 家屋固定資産税額の2分の1

(3)雇用助成金 (上限：450万)

(1)又は(2)の助成を受けた事業者のうち、本市の市民を常時雇用人員として新規に雇用し、申請時期において現に3か月以上の雇用を継続して場合に助成

- ・正規雇用者 ➡ 30万円/人
- ・非正規雇用者 ➡ 5万円/人